

稲敷市学校及び幼稚園適正配置の

基本的な考え方について（報告）

- 答 申 -

平成20年8月

稲敷市学校及び幼稚園適正配置検討委員会

目 次

はじめに	2
1 教育を取り巻く環境	3
2 市内学校の現状と課題	4
* 学校の配置と通学区域について	4
・ 小学校について	
・ 中学校について	
・ 幼稚園について	
* 学校規模（児童生徒数・学級数）について	5
・ 小学校について	
・ 中学校について	
・ 幼稚園について	
3 市内学校の適正配置に係る課題	6
4 適正配置・適正規模に関する各委員意見（要約）	8
5 新しい教育システムの構築	11
6 小学校の適正規模に関する基本的な考え方	14
7 適正配置の基本的な考え方	15
8 適正配置にあたっての具体的配慮事項	15
9 新たな教育課題への取り組み	16
* 学校教育の充実	
* 新たな教育課題への取り組み	
* 学校施設等の改善	
むすびに	17
アンケート結果から見る市民の意識	別冊

はじめに

本委員会は、平成19年8月22日に稲敷市教育委員会教育長から学校及び幼稚園の適正規模及び適正配置に関する事項について諮問を受け、教育委員会事務局からの説明及び資料に基づき、慎重に審議を重ねここに本答申を取りまとめた。

わが国における少子化傾向の影響などから、本市においても市立学校の児童生徒数の減少が進み、複式学級を有する小学校も存在している。今後も、この小規模校が増えることが予測される。

少子化による小規模校の増加を防ごうと文部科学省は、公立小中学校の統廃合を促進する方針を固め、中央教育審議会に対し、規模の目安や統廃合の具体的な進め方などの審議を要請した。中教審では、2009年夏までに結論をまとめる方針である。

また、2008年4月、茨城県においても公立小中学校の適正規模の基準が示されたところである。

このような状況のなか、本市の教育施設のほとんどが耐震基準を満たしておらず、近い将来起こるであろうといわれている直下型地震などへの対応が急務であり、子どもたちが安全で安心して学べる教育施設の整備が求められている。

本委員会では、集団による教育の充実や学校運営上の組織の充実を図るためには、一定の学校規模が必要であることから、教育的な視点を基本として小規模校の解消の検討を行った。

次代を担う子ども達の教育環境をどう整えていくかという課題について、社会の変化に対応し、学校本来の機能が十分に発揮される新たな学校づくりの観点から小規模校を解消し、適正な学校規模を維持することを視点に真摯に議論を積み重ね検討を行った。

1 教育を取り巻く環境

今日、教育水準が向上し、生活が豊かになる一方で少子化や家庭・地域・社会の教育力の低下など社会の変化に伴い、教育を取り巻く環境が大きく変化している。

一方、子どもの状況は、基本的な生活習慣の乱れや学力・体力の低下、規範意識の欠如など様々な新たな課題が生じてきた。

このような課題に対応するため、教育基本法が改正、平成18年12月22日に公布（同日施行）され、人格の完成や個人の尊厳など普遍的な理念を大切にしつつ、新しい時代の教育の基本理念が明示された。

学校教育では、生涯にわたる学習の基礎を培うため、確かな学力の育成、豊かな情操と道徳心を培い、健やかな身体の育成とともに、信頼される学校づくりのため学校・家庭・地域が連携し各々の役割を果たすことが求められている。

こうした時代や子どもたちの変化に対応し、より良い教育環境を整え教育効果の向上を図る必要がある。

しかしながら、少子化が進行するなか、本市においても児童数の減少は今後も続くことが予想され、小規模校化が学校運営や教育に与える影響は大きいものと考えられる。

このような現状に鑑み本市の当面の課題は、小学校における教育活動を円滑かつ効果的に進めるため小規模校の解消（適正規模）、適正規模に基づく適正配置、学校教育内容や教育活動の一層の充実、災害や万一の事件事故に対応できる耐震補強等を含む施設設備等の安全対策が、早急に取り組むべき課題であるとの共通理解のうえ、審議を進めた。

2 市内学校の現状と課題

本市は、歴史的・地理的観点から小学校は小規模校が数多く設置されており、人口規模からすると過剰の状況にある。それぞれの学校には、創設以来の歴史的経過と地域住民の思いがあり、実際の適正配置計画の策定にあたっては、社会の変化に対応した新たな学校づくりを目指すという観点から、学校の規模と配置について適正化を図るものとする。具体的な学校の適正配置等の実施にあたっては、保護者、地域住民などの関係者の意見を参考にし、学校現場や地域が混乱しないよう配慮することが重要であり、耐震対策や校舎等の増改築の有無や集約化の時期については、統廃合の方針を定めそれに基づき推進するものとする。

また、地域コミュニティを形成するうえで中学校区の単位は有用であり、原則として存続とする。ただし、中学校において教室数に余裕がある場合には、小中一貫校の検討など、学校教育施設の集約化を進めるものとする。

2 - 1 学校の配置と通学区域について

2 - 1 - (1) 小学校について

小学校は平成20年現在、16校配置され、児童のほとんどは徒歩通学している。通学時間はおおむね30分以内であるが、なかには1時間近くかけて徒歩で登下校する児童やバス通学の児童もいる。

2 - 1 - (2) 中学校について

中学校は4校配置され、合併前の旧町村ごとの通学区を持っている。中学校の生徒の大半は、徒歩または自転車通学をしているが、バス通学をしている場合もある。

また、東地区ではスクールバスの運行が行われている。

2 - 1 - (3) 幼稚園について

幼稚園は現在5園配置され、小学校の敷地内あるいは、隣接地には設置されておらず、独立した形態で5園ある。いずれも通園区域が設定されているが、保護者が市内在住であれば、どの幼稚園にも子どもを通わせることが可能になっている。

2 - 2 学校規模（児童生徒数・学級数）について

2 - 2 - (1) 小学校について

市立小学校の児童数は昭和33年の7,115名をピークに徐々に減少し、平成20年7月現在では、2,449名と半数以下となっている。

平成20年7月現在で、市内16小学校のうち、児童数300名以上の学校は2校のみで、100名以下の学校が5校ある。学級数で見ると、6学年すべて2クラス以上の学校は2校で、複式学級を持つ学校も1校あり（2・3学年、5・6学年がそれぞれ1学級）小規模校が多い。

2 - 2 - (2) 中学校について

中学校も昭和36年の3,624名を最高に、平成20年7月現在の1,374名と半減している。4校中、生徒数500名を超えるのは1校、2校が300名、1校が184名となっており差が大きい。学級数では、各学年5学級以上の学校が1校、各学年3学級程度の学校が2校となっている。

2 - 2 - (3) 幼稚園について

市内5園の幼稚園のうち4園は、平成15年度より3歳児保育を実施しているが、1園のみ施設規模の関係で、4歳児・5歳児保育となっている。

3 市内学校の適正配置に係る課題

学校教育法施行規則第17条及び第55条に、小中学校の「学級数は12学級以上18学級以下を標準とする」とある。この規定によると、小学校では各学年2～3学級、中学校では4～6学級で構成される学校が標準ということになる。これを児童生徒数の面から見ると、小学校は246人～720人、中学校では363人～720人の範囲にあたる。

この規定を適正規模と考えて稲敷市にあてはめてみると、小学校では4校から10校、中学校では2校から4校あればよいという計算になる。しかし、実際には、小学校16校、中学校4校であり、これは、小学校中学校ともに、比較的小規模な学校が市内に散在していることを示している。

なお、稲敷市内の小中学校のうち、標準とされる12～18学級の範囲にある学校は、小学校2校、中学校では1校のみである。その他の学校はすべて11学級以下であり、規定の範囲を超える19学級以上の学校は小中とも1校もない。

教育的な面からみると、小規模の学校・学級では子ども同士の切磋琢磨の機会が減少することや、教科においても一定数の集団を必要とする音楽における合唱・合奏、体育における球技やダンスなどで十分な教育効果が発揮されにくい事態が起こることが予想される。また、小学校では、専科の教員による授業やチームティーチングなど、中学校でも、学級内を習熟度別に分けての授業や複数のグループに別れての調査・体験学習の機会が増える傾向にあり、ある程度の教員数が必要となる。しかし、教員の配当数は学級数によって決まるため、小規模の学校ではこれらの取組みの実現が困難となり、今後、教育環境が低下することも予想される。

財政的な面から見ると、学校の維持管理運営にかかる費用は学校規模にかかわらずある程度必要であるが、学校数が多い分、1校あたり配分される予算は小さくなると想定される。また、市内小中学校の校舎などは建築後30年を超えてきており、耐震や防犯といった安全面や教育内容の変化に伴う機能の面からみて、計画的な改築をしていく必要があるが、今後の建て替え工事や改修工事に係る経費は莫大なものになることが予想される。そのため、健全財政運営

という観点から、限られた予算の範囲内での執行が要求される。

以上、教育的な面からも財政的な面からも、今後、児童生徒に十分な教育環境を提供することが困難になることが予想される。

ここに、学校の統廃合及び通学区の改編を含む学校適正配置を実施し、これらの問題を解決しようという動きが出てくる。

しかしながら、現在ある各学校は、小学校では100年以上、中学校でも50年以上の歴史や伝統を誇るものも多くあり、小規模校であっても、それぞれの地域住民のバックアップによって、地域の文化・自然を取り入れた特色ある教育を展開し優れた成果を上げている学校もある。

そういった学校が適正配置の名のもとに統廃合によってなくなってしまうことは、子どもと地域との結びつきが弱くなるという問題や遠距離通学を余儀なくされ、保護者と子どもの負担が増えるという問題に加え、これまで学校を核として形成されていた地域コミュニティへの影響など、新たな課題も考えられる。

そこで、稲敷市学校及び幼稚園適正配置検討委員会では、学校の適正配置・適正規模についての市民の意識や意見を探るためアンケート調査を行い、検討の参考にすることにした。

4 適正配置・適正規模に関する各委員意見（要約）

小規模校の問題点について、国の中央教育審議会や茨城県教育委員会の答申などを参考に、メリット・デメリット両面から審議を行ったところである。

各委員の意見は、規模の観点、クラス数の観点、子ども同士のかかわりの観点、その他から分類すると、「小規模校のメリット・デメリット等についての各委員の意見」は下記のとおりであった。

小規模校よりは、少なくともクラス替えが出来る学校規模が、子ども達、保護者、教職員等にとって望ましいとの意見が大勢であった。

< 小規模校のメリット・デメリット等についての各委員の意見（要約） >

規模の観点

社会に出ると競争の中で過ごすことを考えると、学校規模はある程度の大きさが必要である。

教職員数が多く、多様な先生がいると学校の教育力が高まるので、ある程度の規模はほしい。

子どもの将来のことを考えるとある程度の大きさがあって人数がある学校でないと将来が不安だと思う。

各学年単クラスでクラスの児童数が著しく少人数になっていく状況から、資料にある様々なデメリットが心配される。教育上の観点をはじめ、学校運営や保護者負担の面から考えても規模拡大を検討していくべきである。

小規模校をなくし、せめて中規模程度の学校であれば、児童達も交流ができ友達もふえ色々な社会勉強もできる。

大規模はあまりよいと思わない。しかし、学校規模としては、全体で200人以上ほしい。学級数の問題だけではない。

あまり極端に人数が少ないのは避けるべきで、1年生から6年生まで集めて100名を切る現実をみると、少なくとも1クラス30名～40名程度の規模は必要である。

将来の少子化，地域性，資金面を考慮すると，一番良いのは地区ごとに，幼稚園 1 園，中学校 1 校，小学校も本来は 1 校が望ましい。

クラス数の観点

1 学年 2 クラスずつなら良いが，それ以上減るのであれば学校自体統合して 1 校にしたほうがよい。

子どもたちにとって，どこかで価値観が同じ人とめぐり合える環境や，隣を意識しながら生活できることを考えると 2 クラスの方がよい。

1 クラスも 2 クラスもその子自身で変わってくると思うが，1 年から 6 年まで大体 2 クラスというのがベストと思う。

小規模校のデメリットを克服するのは難しいので，クラス替えのあるような規模が適正である。

クラス替えがないと，4 月生まれと 3 月生まれで 1 年間違い，子どもの力関係が 6 年間逆転は不可能で固定化する。しかし，クラス替えをすることで幾分か救われていく。

子どもが成長していく中でクラス替えがあると，新しい環境，新しい人と会うというのはすごく大事なことである。

何か問題が起こったときクラス替えのできる 2 ～ 3 クラスがよい。

人数の関係は，教職員の頑張りだけではどうしようもない。強くたくましく生き抜いていくことが子どもたちに必要なので複数の学級ができるような規模が適正である。

1 クラスだと寂しい思いがあるので，できる限り統合というか適正規模で学校配置ができたらい。

子ども同士のかかわりの観点

いじめや問題行動など様々な問題の要因は，コミュニケーションがとれない故，できるだけ多くの子どもたち同士のぶつかり合う場を作ることが発達していく上で必要である。

集団とのかかわりが貧弱化する中で，生の形で子どもたち同士のぶつかりあいができる機会をどう創っていくかが大きな課題である。

少人数だと優しく思いやりのある子どもが育つが、人間関係に問題が生ずるとその状態を引きずってしまう。学習指導では、子どもたちの多様な意見の中から授業を形成することが大事である。

その他

小規模校のデメリットを意識しながら色々な取り組みをしているが、いまだちががいいかという結論は持ち合わせがない。

自分自身が育った環境と、自分のこどもが育った環境、また、孫が育った環境、ものすごい変化があると思う。

小規模校のメリット・デメリットは、それぞれあるが、小規模校のメリットという点については、適正規模として国や茨城県があらわしているような中規模校においても生かせる。ところが、デメリットという部分については、小規模校で克服することはなかなか難しい。という観点で、適正規模については、クラス替えのできるような規模が適正であるということで議論が深まった。

学校規模は、児童数、教職員数、教室数、学校敷地面積、校舎面積等によってあらわすこともできるが、一般的には学級数が学校規模をあらわし、また学級数により教職員数や教室数が定まることから、学級数を学校規模の基準とした。

なお、学級定員については、国の方針で弾力的な運用が可能であるが、それに伴う教職員の人件費は地方自治体が負担することとなり、茨城県及び本市の財政規模からは難しい問題ではあるが、本委員会における学級定員を、少人数学級導入を前提とした、1学級35人とするのが妥当と判断した。

5 新しい教育システムの構築

稲敷市においては、これまで見てきたように全国的に共通する教育課題とともに、学校規模適正化という稲敷市独自の重要な課題が共存している。

特に、学校規模適正化の問題については、小規模校が複数近接しているからといって、直ちに統合をして適正学級数の学校ができたとしても、今の社会・教育情勢からは到底根本的な解決策とはいえない。

学校は、教育の現場としての存在のみでなく、コミュニティの中核となっている現実がそこにはあるからである。また、当然統合された学校の児童生徒は違う学校に通うことになるため、通学時間が長くなるのが予想される。

こうしたマイナス要因を考えてもなお適正化を進めるとなると、単なる数合わせではなく、一般的に指摘されているような公立学校の画一化や硬直化を大胆に変革していかなければならない。

公立の小中学校でも保護者や地域の期待に十分応えていける、あるいは公立の小中学校だからこそ達成できるという教育内容や学校施設の再整備を図り、新しい教育システムによる魅力的な、特色ある教育活動を展開していく必要がある。

本委員会は、稲敷市の小中学校が抱える諸課題を解決するとともに、保護者や地域の多様なニーズに積極的に応えていくため。

小学校高学年から中学校進学時に生じる子どもたちの心理的不安を軽減し、義務教育9年間を見通した教育課程を編成し、系統的・継続的な教育活動を展開できる学校。

異年齢集団による多様な活動などを通して豊かな人間性や社会性を育むことができる学校。

コミュニティセンターとしての役割を担う学校を基本としながら、今後、稲敷市において小中一貫教育をスタンスとする学校規模の適正化と適正配置を考えていく必要があると考える。

小中一貫教育については、併設型や統合型、連携型などの形態が考えられており、先進地の例を参考に検証していくことが必要であるが、本委員会が考える「小中ユニット」としては、

小学校と中学校がそれぞれ独立した敷地や校舎になっていること。

学校運営組織がそれぞれ独立していること。

教育課程がそれぞれ独立していること。

以上のことを踏まえ、本委員会は稲敷市が考える「小中ユニット」という考え方に加え、

子どもたちの多様な能力を伸ばすことができる系統的・継続的な教育システムという視点から従来の小学校教育課程と中学校教育課程を一本化した義務教育9年間の教育課程を編成すること。

小学校と中学校の教員が学習指導や生徒指導において日常的に交流を図り、それぞれの校種での利点を取り入れながら、より強固な連携を図ること。

現行の小学校高学年に教科担任制を導入し、中学校の教員が担当すること。など弾力的な運用を図ることを含めた「強固な小中ユニット(小中一貫、教育校)」を構築していくことが重要であると考えます。

今後、可能な地域から「強固な小中ユニット(小中一貫教育校)」を基盤にした小中一貫教育に取り組んでいくことは、稲敷市における将来的な教育のあり方について一つの方向性を示すものであると考えます。

もう一つの方向性として考えられるのは「強固な小中ユニット(小中、一貫教育校)」を基盤とした小中一貫教育をさらに発展させた統合型の「小中一貫校」の設置である。

本委員会が考える「小中一貫校」とは、

小学校と中学校を一体化させ、同一敷地内、同一校舎で学校教育活動を行うこと。

学校運営組織においても一体化させた学校運営を行うこと。

小・中学校を6年・3年制として捉えるのではなく、義務教育9年間を例えば4年・3年・2年制に編成し、一貫した教育課程で教育活動を行うこと。を基本としながら、新しい教育システムの中で教育活動を展開する学校である。

この「小中一貫校」では、先の「強固な小中ユニット(小中一貫教育校)」を基盤とした小中一貫教育の利点のほか

小学校と中学校を同一敷地内、同一校舎で生活することにより、子どもたちは異年齢での幅広い交流を行うことができる。

小学校と中学校の教員が同一の学校で教育活動を行うことにより、緊密な連携を取り指導の一貫性を強めることができる。

1年生から4年生までは学級担任制を基本に習熟度別学習などにより基礎・基本の定着を十分に図り、5年生からは教科担任制の積極的な導入や選択学習などが取り入れやすくなるなどの利点がある。

反面、小学1年生から中学3年生までが同一敷地内での学校生活をおくるところから、小学校低学年が威圧感を感じたりすることも考えられる。

しかし、これは教員の積極的な指導により、小学生と中学生の日常的な交流を行うことにより、「小中一貫校」が、尊敬、感謝、優しさなどの心情を育てる有効な場となる。

また、学校建築における教室配置等の工夫により、学年に対応する空間の確保を図ることからも解決することができると思う。

従って「小中一貫校」では、現行の小学校と中学校の指導面での違いからくる「学校生活に対する戸惑い」や「学校生活に対する意欲の低下」という課題を解決することができ、子どもたちが安定した学校生活を送ることができる。

また「小中一貫校」においてはコミュニティの中核施設として積極的に地域住民が学校運営に参画することにより、学校・家庭・地域社会との連携が深まり、子どもたちを地域で育てていくという機運を一層高めていくことができる。

今後、稲敷市における今日的な教育課題を解決していくためにも「小、中一貫校」の設置を積極的に検討していくことは大変意義深いものであると考える。

6 小学校の適正規模に関する基本的な考え方

現在，児童数の激減が予想される現状を考えたとき，適正な規模と配置に改める最終リミットと考える。適正な学校規模については，必ずしも理論的な裏づけはないが，1学年1学級で構成され，クラス替えもなく，固定した人間関係が6年間続くことは，子どもたちにとって多様な人間関係を築くうえで，好ましい教育環境とは言えない。

公立の小学校の設置・廃止については，学校教育法第29条において，市町村の権限に基づく事項とされているが，本市における少子化や学校規模の縮小化の実態と将来への展望を踏まえ，本検討委員会での適正規模及び適正配置の基本的な考え方を参考に市立小学校の規模と配置について適正化が図られることを望むものである。

具体的には，小学校と中学校との緊密な連携を深め，さらに地域文化・生涯学習の拠点となるよう努める必要がある。小学校卒業後の進学先が複数の中学校に分かれることは可能な限り避け，稲敷市立小中学校「小中ユニット」という考え方にたった再編を行うことが望ましい。

小学校の適正規模は概ね12学級から18学級とし，1学級の定員については，今後少人数学級への移行も踏まえ，検討にあたっては，35人学級を前提とする。

1学年2学級を維持するための児童数は，1学年36人から70人である。安定的に2学級を維持するためには，最低1学年36人必要となる。1小学校の全児童数は，概ね216人から420人が基準となる。

7 適正配置の基本的な考え方

(江戸崎地域)

小学校5校のうち3校が小規模校(うち1校は平成16年度新築)であること、特に他の2校については、児童数の減少が見込まれる状況にあり、通学区域の変更による統合を検討することが望ましい。

(新利根地域)

小学校3校の全部をもって統合し、新しい場所に学校を設置する新設統合を検討することが望ましい。

(桜川地域)

小学校3校の全部をもって統合し、新しい場所に学校を設置する新設統合を検討することが望ましい。

(東地域)

小学校5校の全部をもって統合し、新しい場所に学校を設置する新設統合を検討することが望ましい。

8 稲敷市における適正配置にあたっての具体的配慮事項

適正配置にあたっては、統合後の学校が魅力あるものとなるよう、以下の事項に配慮すべきである。

小学校の統合にあたっては、それぞれの学校の歴史、地域性、特性等を生かしながら新たな学校を創るという考えを基本とすべきである。また、新しい学校の出発にふさわしい施設設備の充実に努め、児童、保護者の期待に応えるべきである。

小学校の統合は、異なる歴史と特色を持つ学校が一つになることにより、互いに切磋琢磨して、より活性化した学校が生まれるという積極面に期待するとともに、こうした観点に立ち、地域、保護者に理解を求めるべきである。

通学距離については、道路事情が良くなってきたこと、スクールバスなどの交通手段を取り入れることが可能であることから、統廃合の付帯事項として取り扱うものとする。

9 新たな教育課題への取組

本委員会に稲敷市教育委員会教育長から諮問を受けた学校及び幼稚園の適正規模及び適正配置に関する事項に関する答申については、先に述べたとおりであるが、審議の中で次のような意見があった、今後の教育行政に生かされるよう期待するものである。

学校教育の充実

本委員会では、小学校の適正規模及び適正配置の議論と合わせて、次代を担う子どもたちが学び、人間形成の場としての学校のあるべき姿、また、教育を取り巻く環境も当面の課題として議論がなされた。小規模校の解消は、単に効率性を追求するのではなく教育的観点からの取組であり、統合によって現行の教育水準が低下しないことは言うまでもなく、厳しい財政状況ではあるが、以下の新たな教育課題への取組や学校施設の整備など、さらに教育内容の充実に努められることを望むものである。

新たな教育課題への取組

学校は、知・徳・体のバランスのとれた教育を行い、安心して信頼して子どもを託すことのできる場でなければならない。

しかし、学力低下や子どもの倫理観・基本的な生活習慣の欠如等が指摘されている。地域社会においても、異年齢集団交流や生活体験の不足が顕著になり、地域の連帯感も希薄化してきている。

これからの学校教育においては、自ら考え、行動していくことのできる自立した個人として、変化の激しい社会を心豊かに、たくましく生き抜いていく基盤となる力を育成することが必要である。

主要教科の総授業時数を増やし、また、小学校高学年に英語活動の導入など「ゆとり教育」の転換、検討がなされ、時代を超えても変わらない価値あるものを大切にす教育とともに、このような変化に伴う新しい課題への対応も教育に求められている。

このため、学校・家庭・地域社会の連携を深め、地域や学校の独自性を生かし、創意あふれる特色のある教育活動が推進され、新しい時代における新しい学校づくりに向けて努力されることを望むものである。

学校施設等の改善

本市の小学校は、建築後すでに30年を経過した校舎がほとんどであり、施設や設備の老朽化に伴い、毎年、その補修に追われているのが現状である。

以上のことから、学校施設の改善並びに教育環境の充実は、子ども達が快適な学校生活を営むための基本であり、計画的かつ着実な実施に努められることを望むものである。

むすびに

本委員会は、児童数が減少しつつある稲敷市の現状を踏まえ、学校の小規模化がもたらす学校教育への影響を教育上の観点から検討し、市立小学校の教育効果の向上や教育環境の整備を図ることを念頭において、学校の適正規模、適正配置について慎重に審議をすすめてきた。

審議の過程において、小規模校の解消を図ることは、全員の意見が一致するところであるが、その解消方法については、小規模校の評価、現行の学級編制基準及び限られた予算の中での教育環境の充実など、様々な角度から意見が出され、活発な論議が展開された。

特に教育と財政の関わりについても大きな論点となった。また、統合に際しては、児童の通学に対する不安も大きく、通学路及び通学方法の安全確保等の取組を望むものである。

現存する学校を統合等により見直すことは、極めて困難な課題に取り組むこととなるが、ただ単に現状を容認するのではなく、教育指導面や学校運営面など多方面からの検討が加えられ、有意義な論議ができたと考えている。

限られた期間であったが、本委員会としては教育指導面や学校運営面など多岐にわたって可能な限りの検討を行い、その結果を答申としてまとめることができた。

具体的に市立小学校の適正配置等を実施するにあたっては、保護者や地域住民等の関係者の理解と協力を得て、また、関係者の意見を参考にし、学校現場や地域が混乱しないように配慮しつつ、この答申が今後の教育行政に反映されることを期待するものである。